

山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家バンクの登録物件の所有者等又は入居者に対し、登録物件の家財道具等を処分するための費用の一部を支援することにより、空き家バンクへの登録促進及び移住希望者の円滑な移住の促進を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 山口市空き家・空き地バンク設置要綱第2条第1項第2号に規定する空き家をいう。
- (2) 空き家バンク 山口市空き家・空き地バンク設置要綱第2条第1項第6号及び第7号に規定する制度をいう。
- (3) 登録物件 空き家バンクの登録を完了した物件をいう。
- (4) 所有者等 山口市空き家・空き地バンク設置要綱第2条第1項第5号に規定する所有者等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 空き家バンクに引き続き登録を行う登録物件の所有者等
 - (2) 売買又は賃貸借に関する契約を締結した日から6月以内である登録物件への入居者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員等である者
 - (3) 市税等について滞納がある者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、家財道具等処分のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 家財道具等処分は、処理対象物に必要な産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人、又は個人事業者が行うものであること。
 - (2) 家財道具等処分は、第8条に規定する交付決定後行うこと。
 - (3) 家財道具等処分は、当該年度末までに完了すること。
- 2 前項の対象事業は、登録物件の所有者等、登録物件への入居者に対して、それぞれ1回限りとする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象経費は、当該物件の残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費とする。

(補助金額)

第6条 この補助金の額は、対象経費の2分の1（補助金額に千円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額）、10万円を上限とし、予算の範囲内において交付する。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、着手までに市長に提出しなければならない。

2 この補助金は、同一申請者に対して1回に限り交付する。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に変更を生じない場合においても、補助事業の内容を著しく変更しようとするとき

(2) 補助対象経費の増額又は10分の2を超える減額をしようとするとき

(3) 補助事業を遅延及び中止しようとするとき

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、変更等の可否を決定し山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金変更等承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した時は、速やかに山口市空き家バンク家財道具等処分事業完了報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（完了検査及び補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出書類の内容審査を行い、必要と認めるときは実施検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、実施された補助対象改修工事の内容が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。
- (4) 市長の指導等に従わないとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(代理人への委任)

第15条 補助対象者又は補助事業者は、第7条第1項、第9条第1項、第10条及び第12条に規定する申請、報告及び請求の手続を代理人に委任することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。